

支援対象者・補助対象の期間<例>

R7.9月時点

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		7月 10・11月						4・6・9月
① R7/4/1採用	支援対象者	●採用（正社員）					6年以内	
	補助対象の期間		10月～（5年6月）				（～R12.3月）	
② R7/7/1正社員	支援対象者	●採用（正社員）					6年以内	
	補助対象の期間		10月～（5年9月）				（～R13.6月）	
③ R7/10/1採用	支援対象者	●採用（正社員）						6年以内
	補助対象の期間		10月～（6年）				（～R13.9月）	
④ R7/4/1採用 返還猶予6月あり	支援対象者	●採用（正社員）					6年以内	
	補助対象の期間	返還猶予期間6月（上限）の場合	7か月目から78か月目：補助対象の期間とみる。					（～R13.9月：78か月目）6年間
⑤ R8/4/1採用	支援対象者		●採用（正社員）					6年以内
	補助対象の期間		4月～					（～R14.3月）
⑥ R6/4/1採用	支援対象者		●正社員となってから6年以内				6年以内	
	補助対象の期間		10月～（4年6月）				（～R11.3月）	
⑦ R1/7/1採用	支援対象者		●正社員となってから6年以内（～R7.6月）					
	補助対象期間		補助対象経費は、10月分以降の経費が対象のため、補助対象とはならない。					
⑧ R7/4/1採用 翌月払いによる支援	支援対象者	●採用（正社員）					6年以内	
	補助対象の期間		10月返還分は11月（翌月）に企業が支援			R12.3月分を翌年度4月に支援		

※ 支援対象者（正社員）に対する補助対象の期間の上限は、最大6年間です。（以前勤務していた中小企業者で支援対象者となっていた場合は、その期間を通算する。）

- ①～③ 返還猶予期間が無く、返還開始月と企業による手当等の支給月が同じ場合。（ただし、補助対象経費は、R7年度は10月分から対象となる。）
- ④ 新規学卒者等で返還を猶予される期間がある場合、その期間は6か月を上限として補助対象の期間に含まれないこととする。（事例は、猶予期間が6月の場合）
- ⑤ R8年度以降は、支援対象者の期間と補助対象期間は、企業による手当等が当月払いの場合、同じ期間となります。
- ⑥ 補助対象の期間は、R7.10月分以降が補助対象経費の対象となることから、最大補助対象の期間は（72か月-18か月=54か月）4年6月となります。
- ⑦ R1.7.1正社員採用の場合、R7.6月で6年となります。R7年度は、10月分からの経費が対象となりますので、対象外となります。
- ⑧ 補助対象者の支援が翌月払いによる場合、支援対象者の返還月がR7.10月以降のものを対象とするため、R7.11月支援以降の経費が対象となります。また、当該年度中に支援した経費が対象となるので、3月返還分に係る4月（翌月）の支援は、次年度分として申請することとなります。